

			11	10	9	8	番号
			候補者氏名 大場正	候補者氏名 大場	候補者氏名 大場	候補者氏名 大場	投票票
			有効	有効	有効	有効	区選挙会 決定
			有効	有効	有効	有効	当委員会 決定

		5	4	3	2	1	番号
		候補者氏名 三井みずほ	候補者氏名 上川みほこ	候補者氏名 三井あや	候補者氏名 川	候補者氏名 二井	投票票
		無効	無効	無効	無効	無効	区選挙会 決定
		無効	無効	無効	有効	無効	当委員会 決定

別記4 (無効票から抽出した投票)

5 選 第 2 5 1 号

●東京都選挙管理委員会告示第九十七号

令和五年四月二十三日執行の国立市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年九月四日

東京都選挙管理委員会

裁 決 書

審査申立人 星野 隆彦

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年6月16日に提起された、同年4月23日執行の国立市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、令和5年5月8日に国立市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、市委員会は、同年6月6日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人高柳きみよの当選を無効と決定する裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。当選人が JR 矢川駅のホームにポスターを貼り付けた行為は選挙違反で

あり、国有地のホームにおける選挙のための売名行為であり選挙違反により当選無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、市委員会からは令和5年7月7日に弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは令和5年7月26日に反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。
その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容—例えば、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定—について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など)。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否かを検討する。

申立人は、当選人が法の定めに対する行為をしていたことを理由に、当選の無効を主張している。

しかし、前記1記載のとおり、法第206条に定める当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容—例えば、各候補者の有効得票数の算定、選挙人となり得る資格の有無の認定—について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であるところ、申立人の主張は、当選人の決定に関する違法

事由を主張しているものとは認められない。

したがって、この点について申立人の主張には理由がない。

また、本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、くたち市民総合体育館において、令和5年4月23日午後9時00分に開会され、同日午後11時11分に閉会され、選挙立会人は届出による者10名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が31,221票、有効投票が30,852票、無効投票が369票、無効投票率1.18%であり、高柳きみよが当選人になった等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が法の規定に従い適正に執行されたことが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるといふべきである。

以上のとおり、市委員会は、法をはじめとする関連法令の規定にのっとり本件選挙を管理執行したものであり、本件選挙が法令の規定に従い適正に行われていることが明らかというべきであり、その当選人の決定内容に違法は認められないといふべきである。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年8月23日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第九十八号

令和五年四月二十三日執行の国立市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年九月四日

東京都選挙管理委員会

裁 決 書

審査申立人 星野 隆彦

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年6月16日に提起された、同年4月23日執行の国立市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、令和5年5月8日に国立市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、市委員会は、同年6月6日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人大谷としきの当選を無効と決定する裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。当選人が令和5年4月14日 JR 矢川駅の前で国立市長と轢をかけて扱

声機で選挙事務所立ち上げを訴えた行為、選挙ポスターに国立市長の写真
を貼り付け、投票日前日の23時に矢川駅で選挙活動を行ったことは違反
であり、選挙売名行為であるため当選無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、こ
れを受理し、市委員会からは令和5年7月7日に弁明書及び関係資料の提出を
受け、申立人からは令和5年7月26日に反論書の提出を受けるとともに、慎
重かつ厳正に審理した。

その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の
決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手
続又は決定内容—例えば、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得
る資格の有無の認定—について違法があることを主張して、当選人と決定
された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当す
ることを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解され
ているところである(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、
大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2
月17日判決など)。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、
当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

申立人は、当選人が法のために反する行為をしていたことを理由に、当
選の無効を主張している。

しかし、前記1記載のとおり、法第206条に定める当選の効力に関す
る争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由が
あること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容—例
えば、各候補者の有効得票数の算定、選挙人となり得る資格の有無の認定
—について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効
力を争う争訟であるところ、申立人の主張は、当選人の決定に関する違法
事由を主張しているものとは認められない。

したがって、この点について申立人の主張には理由がない。

また、本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、くじたち市民総合
体育館において、令和5年4月23日午後9時00分に開会され、同日午
後11時11分に閉会され、選挙立会人は届出による者10名が立ち会っ
たこと、開票の結果として、投票総数が31,221票、有効投票が30,
852票、無効投票が369票、無効投票率1.18%であり、大谷とし
きが当選人になった等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が法の規定に従い適正に執行されたこ
とが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不
合理的な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選
挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名
したことは、客観的かつ合理的に認定できるといふべきである。

以上のとおり、市委員会は、法をはじめとする関連法令の規定にのつ
り本件選挙を管理執行したものであり、本件選挙が法令の規定に従い適正
に行われていることが明らかというべきであり、その当選人の決定内容に
違法は認められないといふべきである。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、
法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)
第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年8月23日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告
として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日
から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第九十九号

令和五年四月二十三日執行の国立市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年九月四日

東京都選挙管理委員会

裁 決 書

審査申立人 星野 隆彦

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年6月16日に提起された、同年4月23日執行の国立市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、令和5年5月8日に国立市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、市委員会は、同年6月6日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人遠藤直弘の当選を無効と決定する裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。当選人が JR 矢川駅の信号機及び谷保駅の信号機にポスターを貼り付け

た行為は選挙違反であり、国有地における選挙のための売名行為であり選挙違反により当選無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、市委員会からは令和5年7月7日に弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは令和5年7月26日に反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。
その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容—例えば、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定—について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など)。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否かを検討する。

申立人は、当選人が法の定め反する行為をしていたことを理由に、当選の無効を主張している。

しかし、前記1記載のとおり、法第206条に定める当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成、決定手続又は決定内容—例えば、各候補者の有効得票数の算定、選挙人となり得る資格の有無の認定—について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であるところ、申立人の主張は、当選人の決定に関する違法

事由を主張しているものとは認められない。

したがって、この点について申立人の主張には理由がない。

また、本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、くじにたち市民総合体育館において、令和5年4月23日午後9時00分に開会され、同日午後11時11分に閉会され、選挙立会人は届出による者10名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が31,221票、有効投票が30,852票、無効投票が369票、無効投票率1.18%であり、遠藤直弘が当選人になった等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が法の規定に従い適正に執行されたことが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるといふべきである。

以上のとおり、市委員会は、法をはじめとする関連法令の規定にのっとり本件選挙を管理執行したものであり、本件選挙が法令の規定に従い適正に行われていることが明らかというべきであり、その当選人の決定内容に違法は認められないといふべきである。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年8月23日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和五年九月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
西武池袋本店・池袋パルコ・池袋ショッピングパーク
- 二 店舗所在地
豊島区南池袋一丁目二十八番一号 ほか
- 三 設置者名
株式会社そごう・西武ほか四名
- 四 設置者住所
豊島区南池袋一丁目十八番二十一号 ほか
- 五 変更を行った設置者名
株式会社パルコ
- 六 変更前の設置者の代表者名
牧山 浩三

七 変更後の設置者の代表者名

川瀬 賢二

八 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社TOKYO BASE ほか百十九名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社TOKYO BASE ほか百十四名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社アールラボほか十四名

十一 変更前の小売業者の住所

渋谷区千駄ヶ谷三丁目五十九番八号原宿第二コーポ三〇八号(株式会社アールラボ) ほか

十二 変更後の小売業者の住所

渋谷区神宮前二丁目三十三番十六号チサンマンション原宿四〇一(株式会社アールラボ) ほか

十三 変更前の小売業者の代表者名

清宮 英樹(株式会社アールラボ) ほか

十四 変更後の小売業者の代表者名

佐藤 隆志(株式会社アールラボ) ほか

十五 変更日

令和五年五月二十五日 ほか

十六 届出日

令和五年七月二十一日

十七 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間

令和五年九月四日から令和六年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

